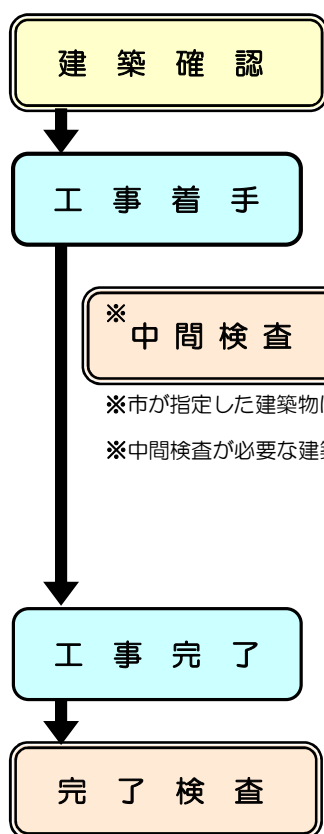


御存知ですか建築基準法？

【完了検査編】

建物を建てる際には建築確認・中間検査・完了検査という3段階のチェックがあります。しかしながら、建築確認に比べて完了検査の認知度は低く、制度自体を知らなかったばかりに検査済証が得られないケースが少なくありません。

完了検査とは、「最終的にその建築物が法令に適合しているか」をチェックするものです。その検査に合格してはじめて法律に合った安全な建物として使用することができるのです。



将来の増改築や売買のときにも確認済証や検査済証が必要になります。

融資を受ける場合に検査済証が交付されていることが条件になることもあります。

※ 中間検査

※市が指定した建築物は中間検査に合格しなければ、続きの工事を行なう事ができません。

※中間検査が必要な建築物は市のホームページ又は建築指導課で確認できます。

検査合格！！



工事が完了した建築物は、完了検査を申請し、検査に合格すれば検査済証が交付されます。

検査済証は適法で安全な建物である証であり、これでやっと安心してお使いになれます。

実際の手続きは建築主さんから委任された代理者が行う場合がほとんどですが、建築基準法上、確認申請・完了(中間)検査は建築主さんの義務です。

ご不明な点があれば代理者にお問合せのうえ、手続きし忘れることがないようにご注意ください。また、確認済証や検査済証は大事な書類です。建築主さんが保管下さいますようお願いします。

★これらの手続きを行わなかった場合は、市から指導等の行政措置をとることがありますのでご了承ください。

詳しいお問合せは下記に御連絡ください。

高砂市都市創造部

都市住宅室建築住宅課

Tel (079-443-9035)